

議員提出議案第 13 号

地方自治の継続性を重視した予算執行を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条及び狭山市議会会議規則第 14 条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

平成 21 年 9 月 18 日

狭山市議会議長 中村正義様

提出者	狭山市議会議員	東山	徹
賛成者	同	新良	守克
	同	町田	昌弘
	同	加賀谷	勉
	同	齋藤	誠
	同	伊藤	彰
	同	三浦	和也
	同	高橋ブラクソン久美子	
	同	田村	秀二
	同	磯野	和夫
	同	渡辺	智昭
	同	栗原	武
	同	手島	秀美
	同	大島	政教
	同	尾崎	忠也
	同	吉沢	永次
	同	岩田	三司

地方自治の継続性を重視した予算執行を求める意見書

国では直面する未曾有の経済危機を克服するため、平成21年度予算及び第1次補正予算により経済危機対策を講じていますが、特に、第1次補正予算においては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、さらには経済対策関連の基金の創設等が計上されており、各地方自治体は、当該交付金や基金などの活用を前提に経済危機対策に資する事業を計画し、事業を執行あるいは執行に向けての準備を行っています。

そういった中、地方自治体にとって関連事業を執行中であつたり、執行準備が完了したものについての見直しは、混乱を招くだけでなく、地域の雇用情勢にも深刻な打撃を与えかねず、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しが出てきた日本経済にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

よって、政府においては、平成21年度予算及び第1次補正予算の執行の見直しにより、地方自治体が進めてきた施策や事業に、支障が生じることのないよう、対応されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

埼玉県狭山市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

郵政・金融担当大臣

消費者・少子化担当大臣